




1993年	主な出来事
1月	貿易黒字が1,000億ドルを突破する。 日本がダンピング関税の初適用を受ける。
2月	日本銀行が公定歩合を3.25%から2.5%へ引き下げ。 [平成5年2月25日]「厚木基地公害訴訟」最高裁第1小法廷判決
3月	<p>経常黒字も1,000億ドル台になる。 92年のGNPが発表され、前年比マイナスとなる。 日産自動車がリストラ策の一環として、座間工場の生産を中止することを発表。</p> <p>[03/30]株式の譲渡制限に関して、1人会社の株主がその保有している株式を他に譲渡したという場合において、定款が定める取締役会の承認がないとしても、株式の譲渡は会社に対する関係でも有効とする判決が下る(最判平5.3.30民集47-4-3439)。 </p>
4月	13兆円を超える「総合経済対策」が決定される。 金融制度改革法が施行される。
5月	イランへ対円借款を再開する。
6月	宮沢内閣（自由民主党）に対する不信任案が可決される。
7月	東京サミットが開催される。 証券子会社の営業が開始される。
8月	ERM変動幅15%へと拡大。 細川（日本新党）連立内閣誕生。 戦後日本を率いた自由民主党が下野し55年体制が終焉する。
9月	<p>総額6兆1,500億円に上る「緊急経済対策」が決定される。 日本銀行が公定歩合を2.5%から1.75%へと引き下げ。</p> <p>[09/08]法律上の争訟に関して、訴訟が具体的権利義務あるいは法律関係に関するものであったとしても、その請求の当否を決定する前提として、宗教団体内部においてなされた懲戒処分が問題となるような場合には、その効力の有無が当事者間の紛争の本質的争点となっているとともに、宗教上の教義や信仰の内容と深く関わっているために、その内容に立ち入ることなくして効力を判断することはできない。また、その判断が訴訟の帰趨を左右するような必要不可欠のものである場合には、裁判所法3条にいう法律上の争訟には当たらないという判断がなされる(最判平5.7.20判タ855-58)。 </p>

[10/19]刑事訴訟法31条2項によって、弁護士資格を持っていない特別弁護人を選任することが可能なのは、公訴提起後に限られるとされる(最判平5.10.19刑集47-8-67)。 

- 1 1月 農作物の被害が過去最大の規模となる。
 - 1 2月 国民生活審議会がPL（製造物責任）制度導入を促す答申を行う。
コメの部分開放が決定される。
ウルグアイ・ラウンド最終協定案を採択。
平岩研最終報告（経済改革研究会 平岩外四座長[経団連会長]）がなされる。
-

[\[indexへ戻る\]](#)